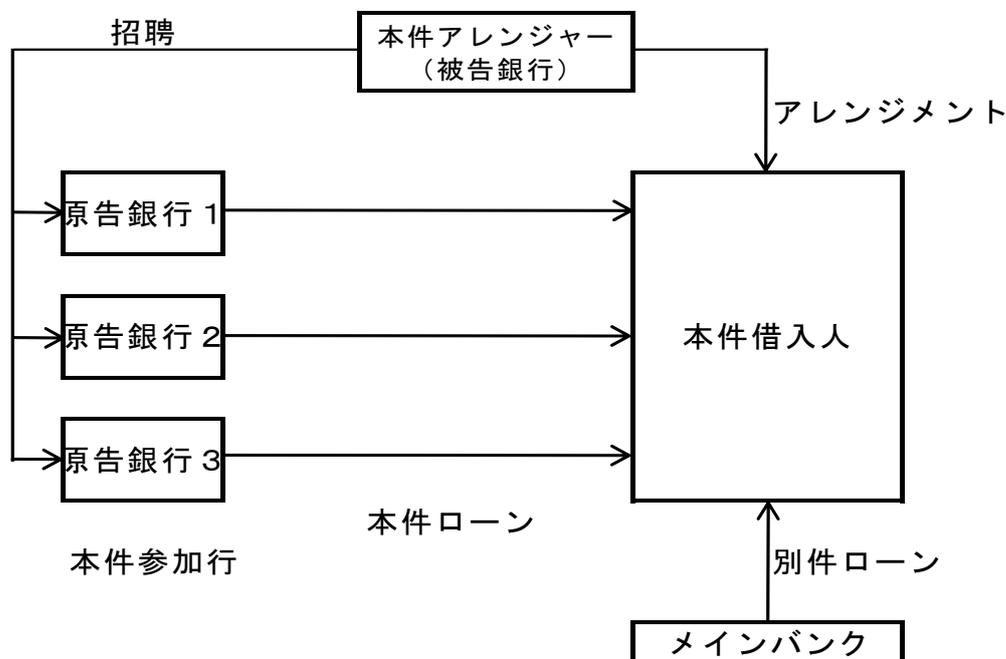


シンジケートローンにおけるアレンジャーの情報提供責任—最高裁判決を踏まえて—

平成24年11月27日、最高裁判所は、シンジケートローンのアレンジャーについて情報提供義務違反を理由に参加金融機関への損害賠償義務を認める判決（以下「本件判決」といいます。）を下しました。本判決では、アレンジャーの情報提供義務違反を認めた原審たる名古屋高等裁判所の判決の結論を維持していますが、アレンジャーが情報提供義務を負う場合の明確な基準については示されませんでした。他方で、最高裁判所が初めてアレンジャーの情報提供義務違反を明示的に認めたことには大きな意義があります。本件判決を踏まえ、アレンジャーは今後業務を行うにあたり、借入人に関する重要な情報の取扱いにつき再確認する必要があるものと考えられます。また、本件判決は、参加金融機関が開示された資料を精査すべきことも示唆しています。本ブリーフィングでは、本判決の内容や実務界における議論を踏まえた上で、アレンジャーや参加金融機関が今後とるべき対応について検討します。

本件判決の概要



本件判決の事案は、被告銀行がアレンジし（以下「本件アレンジャー」といいます。）、原告となった3つの金融機関（以下「本件参加行」といいます。）が参加して締結された地元企業（以下「本件借入人」といいます。）向けのシンジケートローン（以下「本件ローン」といいます。）に関するものです。本件借入人は本件ローン実行のわずか一か月後に、本件アレンジャーとは別銀行である本件借入人のメインバンクがアレンジした別のシンジケートローンの期限の利益を喪失し、民事再生手続の開始申立をしました。本件参加行は、

民事再生手続の下で貸付債権の一部しか弁済を受けられず、多額の損失を被りました。そこで、本件参加行は本件アレンドャーに対して、損害賠償を求める本件訴訟を提起しました。

最高裁判所は、名古屋高等裁判所が認定した事実関係を前提とした上で、(i)本件アレンドャーは、本件参加行に対し、信義則上、本件ローン組成及び実行前に、本件借入人から取得した下記の情報（以下「**本件情報**」といいます。）を提供すべき注意義務を負うものとし、(ii)本件アレンドャーはかかる義務に違反したため、本件参加行に対して損害賠償責任を負うと判示しました。

- ① 本件借入人のメインバンクが本件借入人の決算書の内容に疑念を抱いていたこと
- ② 本件借入人のメインバンクは①にとどまらず、本件借入人に対し、外部専門業者による決算書の精査を強く指示したこと
- ③ さらに、本件借入人のメインバンクは、別件のシンジケートローンの参加金融機関にも上記情報を周知させたこと

本件判決の論点

名古屋高等裁判所の判決と同様に、本件判決は、以下の二点が主な論点となりました。

- アレンドャーの参加金融機関に対する情報提供義務
- 情報提供義務と守秘義務の関係

アレンドャーの情報提供義務

最高裁判所は「前記事実関係によれば」との前置きをした上、本件アレンドャーは、本件参加行に対し、信義則上、本件ローン組成及び実行前に本件情報を提供すべき注意義務、すなわち情報提供義務を負うと判示しました。本件判決はあくまでも本件の事実関係に限ってなされた判示であるとの見方が多く、シンジケートローンにおけるアレンドャーが情報提供義務が認められる場合についての一般論が述べられているわけではありません。すなわち、本件判決においては今後の事例に適用できる具体的判断基準が示されているとは言えません。

もっとも、本件判決は、本件アレンドャーの情報提供義務を肯定する理由の一つとして、本件情報が「本件借入人の信用力についての判断に重大な影響を与えるもの」であることを挙げており、これはアレンドャーの情報提供義務の有無を判断する上で1つの基準となり得ます。

情報提供義務と守秘義務の関係

本件判決において、最高裁判所は、アレンドャーの守秘義務についても「本件の事実関係の下では」との前置きをした上で、本件アレンドャーの本件借入人に対する守秘義務違反が問題となる余地はないとしました。

もっとも、本件アレンドャーの守秘義務違反を問題としなかったかかる判示は、重要な情報であればアレンドャーの守秘義務を当然に否定する趣旨ではないと解されています。また、かかる判示は、日本ローン債権市場協会（JSLA）の実務指針（以下「**JSLA 実務指針**」といいます。）¹が掲げる、借入人に開示を促すことに

¹ JSLA 2007年12月公表「ローン・シンジケーション取引に係る取引参加者の実務指針について」

より参加金融機関の損害を回避する対応を否定する趣旨でもないと解されています。なぜなら、最高裁判所は、本件借入人の担当者は、本件アレンドャーの担当者に対し、本件ローンの組成及び実行手続の継続に係る判断を委ねる趣旨で本件情報を本件アレンドャーの担当者に自ら進んで告げたという事実を判断の前提としており、本件借入人は本件アレンドャーが本件参加行に対し本件情報を開示することを許容していたと見ることもできるからです。

今後の対応

アレンドャーの対応

本件判決において、アレンドャーの情報提供義務が認められる場合及びアレンドャーの守秘義務が問題とならない場合のいずれについても具体的判断基準は示されませんでした。このため、今後は情報提供義務と守秘義務の二つの義務を負うアレンドャーにとって難しい判断を迫られる場面が増える可能性があります。

守秘義務との関係で言えば、本件判決を根拠にいかなる場合においてもアレンドャーの守秘義務違反が問題とならないと解するのは難しいでしょう。アレンドャーが取得した情報の内容、情報の取得経路や取得方法などの事例ごとの具体的状況によっては、アレンドャーが借入人の重要な情報を参加金融機関に開示することが守秘義務違反となる可能性は否定できません。そこで、アレンドャーの今後の対応としては、アレンドャーが借入人の信用力についての判断に重大な影響を与える情報を取得した場合には、直ちに参加金融機関にかかる情報を開示するのではなく、まずは JSLA 実務指針が定めるように、かかる情報を参加金融機関に開示するように借入人に促すべきでしょう。

参加金融機関の対応

無論、参加金融機関としても手を拱いていて良いわけではありません。本件判決において、田原裁判官の補足意見では過失相殺の可能性が指摘されています。すなわち、本件参加行に開示された本件借入人の過去 3 期の決算書を瞥見するだけでも幾つかの計数上の問題点が浮かび上がるのであり、第 1 審及び第 2 審において過失相殺の有無が問われても然るべき事案であったと述べられています。

今後は参加金融機関においても、開示された資料を前提としてアレンドャーを通じて借入人の信用力判断に必要な追加資料の提供を求めたり、場合によっては借入人本人への確認作業が必要となる可能性もあります。参加金融機関がかかる情報提供の要請や確認作業を怠った場合には、この点が参加金融機関の過失と認定され、アレンドャーに対する損害賠償請求が過失相殺により減殺される可能性があることには留意しておくべきでしょう。

今後の展望

上述のとおり、本件判決においては、情報提供義務違反及び守秘義務違反が問題となる場合について具体的基準は示されず、また参加金融機関の過失の有無や過失相殺の成否については判断自体がなされませんでした。本件判決の最高裁判所が示さなかったかかる具体的基準の形成や過失相殺の成否については、今後の実務での議論、そして新たな裁判例の展開が注目されます。

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。



岡本雅之
(おかもとまさゆき)
パートナー

T: +(81 3) 5561 6665
E: masayuki.okamoto
@cliffordchance.com



阿部裕介
(あべゆうすけ)
カウンセラー

T: +81 3 5561 6332
E: yusuke.abe
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2013
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C

*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.

TOKYO-1-275673